

石垣市公告第 308 号

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第 25 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は、令和 8 年 4 月 6 日までに石垣市総務部総務課に申し出てください。

なお、上記期日までに申出がない場合は、所有者のないものと認め処分します。

令和 7 年 10 月 6 日

石垣市長 中山 義隆



拾得物件

拾 得 日：令和 7 年 8 月 29 日

拾得場所：川平湾内海域

物 件 名：カヌー（橙色）1 隻

保管場所：石垣市建設部港湾課

【問い合わせ先】

石垣市総務部総務課

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

電話番号：0980-82-1216